

資料 2

救護施設における
個別支援の流れ

- I 人間の尊厳 憲法第13条 すべて国民は、個人として尊重される
- II 人権 憲法第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する
- III 社会正義 社会福祉法第3条 個人の尊厳の保持、自立した日常生活を営むことができるように支援する
- IV 集団的責任 生活保護法第1条 最低限度の生活を保障する、自立を助長する
- V 多様性の尊重 生活保護法第38条第2項 救護施設は、(中略)生活扶助を行うことを目的とする施設とする
- VI 全人的存在 ※生活扶助 健康で文化的な生活水準を維持することができるもの。ナショナルミニマム

